
証券・利賦札滅紛失の届出

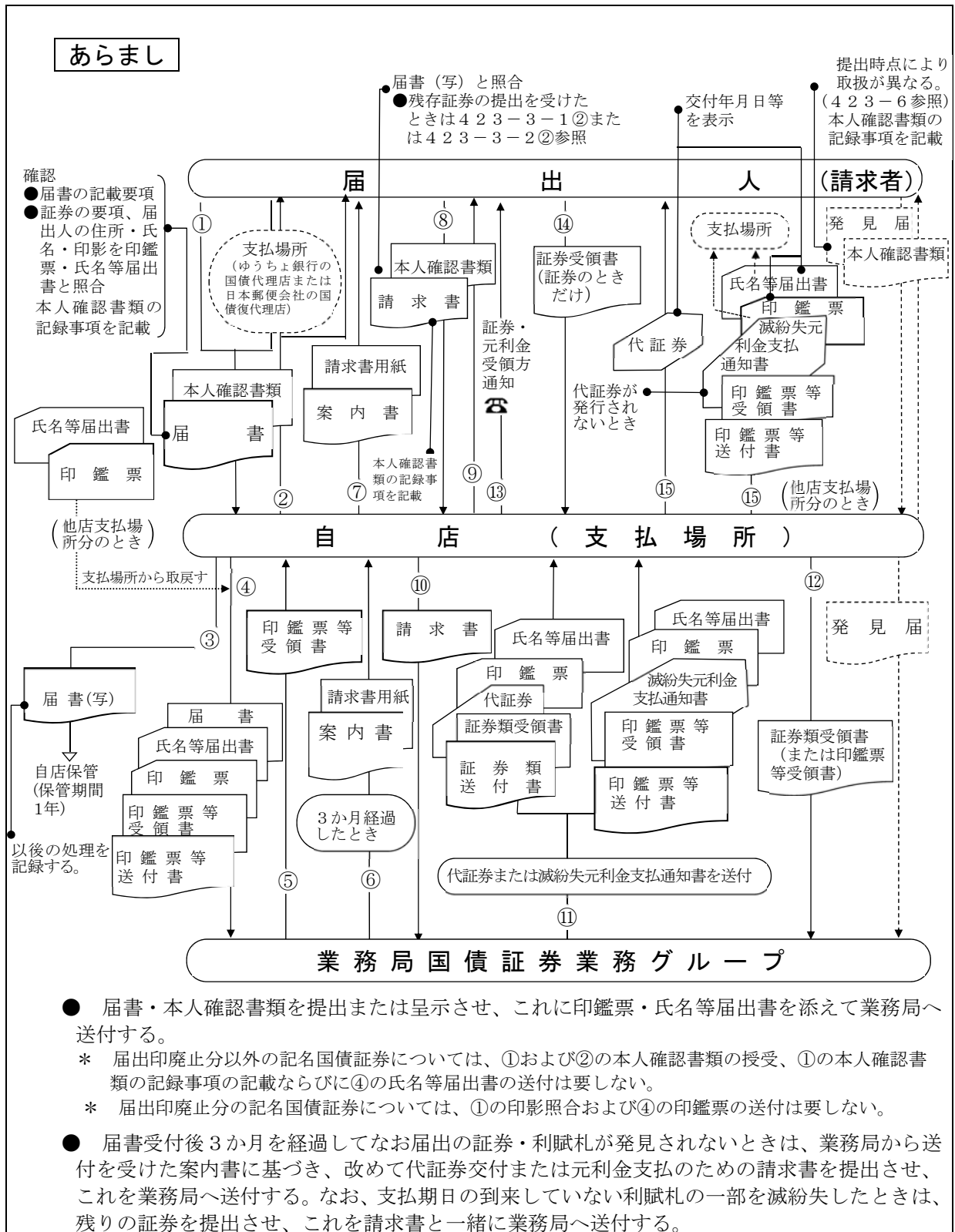
記名国債証券を滅紛失した者に対する救済方法には、滅紛失届に基づき代証券を交付する方法と、滅紛失元利金支払通知書を発行しこれにより元利金を支払う方法とがある。

いずれの方法をとるかは、証券についている利賦札の無くしている状態等によることとなるが、原則として次のように区別される。

- 利賦札の全部を無くしているときは、未払分の利賦札をつけた代証券を交付する。
- 支払期日が到来していない利賦札の一部を無くしているときは、残りの利賦札を回収したうえ、未払分の利賦札をつけた代証券を交付する。
- 支払期日が到来している利賦札だけを無くしているときは、その利賦札分の滅紛失元利金支払通知書を発行する。

4 2 3 証券・利賦札滅紛失の届出

⇒ 同時に他の請求・届出を受けたとき・4 2 9 同時請求の取扱い参照



* 届出印廃止分以外の記名国債証券については、⑧および⑨の本人確認書類の授受、⑧の本人確認書類の記録事項の記載、⑩および⑬の氏名等届出書の送付、ならびに発見届にかかる本人確認書類の授受および本人確認書類の記録事項の記載は要しない。

* 届出印廃止分の記名国債証券については、⑩および⑬の印鑑票の送付は要しない。

● 業務局から代証券または減紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けたときは、その旨を請求者に通知し

① 代証券請求分……………証券受領書と引換えに証券を交付する。（送付請求を受けているものは請求者あてに送付する。）

② 支払請求分 {
・ 自店支払場所分……………減紛失元利金支払通知書により元利金を支払う。
・ 他店支払場所分……………減紛失元利金支払通知書および印鑑票・氏名等届出書を支払場所へ送付する。

代証券発行・滅紛失元利金支払通知書発行の区別

滅紛失した証券・利賦札に対しては、次のとおり、請求者に代証券が交付されるときと、支払場所あての滅紛失元利金支払通知書が発行されるときがある。

代証券が交付されるとき	<ul style="list-style-type: none">① 支払期日が到来していない利賦札だけを滅紛失したとき② 支払期日が到来していない利賦札と到来している利賦札を同時に滅紛失したとき この場合、支払期日が到来している利賦札には、その表面に「日本銀行 支払通知書代用 業務局」と赤色で表示されているが、通常のリ賦札と同様に取扱う。
滅紛失元利金支払通知書が発行されるとき	支払期日が到来している利賦札だけを滅紛失したとき